

文京区歩行喫煙等の禁止に関する対応について

1 趣旨

昨今の喫煙を取り巻く社会情勢の変化を受け、「文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例」を改正する。このたび、パブリックコメント等の意見を踏まえ、条例（案）を作成した。

2 改正のポイント

(1) 公共の場所での喫煙及びポイ捨ての禁止

公共の場所において喫煙（加熱式たばこを含む。）及びポイ捨てを禁止する。

(2) 区民等の責務の追加

公共の場所以外の屋外の場所において、喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮するとともに、たばこの吸い殻を灰皿に捨て、又は持ち帰ることに努めなければならない。

(3) 事業者等の責務の追加

事業者等が所有し、占有し、又は管理する土地又は建物の敷地内の屋外において、灰皿の移設又は撤去、喫煙場所の確保その他の環境の整備に努めなければならない。

3 パブリックコメントの結果

裏面のとおり

4 今後のスケジュール

令和2年7月1日 条例施行

意見に対する区の考え方

1 意見募集の概要

件名	文京区歩行喫煙等の禁止に関する対応について
意見の募集期間	令和元年12月6日～令和2年1月6日
意見の提出方法	電子メール(23人)、郵送(21人)
意見を提出した人数及び件数	44人、50件

2 主なご意見に対する区の考え方

いただいた意見（要旨）	区の考え方
<p>今般の条例内容については概ね合意できますが、一方的に喫煙者を冷遇（排除）することになることを危惧しております。最近の喫煙者はマナーもよくなってきているので、本条例が浸透し、本ルールを順守してもらえるよう、指定喫煙場所の設置箇所を十分に整備してください。</p>	<p>屋内喫煙所設置費等助成制度を活用し、喫煙場所の整備を進めてまいります。</p>
<p>本対応に反対します。禁煙ビルや飲食施設が増えることで屋外で喫煙する人が多くいます。この状況で屋外の禁煙を進めると私有地や隠れた場所での喫煙が助長され、住民としては火災や民地へのポイ捨てが増えることを恐れています。この条例の改正によって屋外の環境が悪化しますが、行政として責任が取れるのでしょうか？これから外国人が増える中で、この内容をどう訪日外国人に伝えるのでしょうか？この条例の被害を受けるのは地域町会や住民です。これでは2020オリンピックなど到底迎えられません。</p>	<p>訪日外国人にも分かるような表記を用い、周知・啓発を図ってまいります。</p> <p>その他、ご指摘をいただいた事項については、ご意見として承ります。</p>